

大型等、中貨車両の夜間通行禁止規制の実施について

令和7年6月2日

規制実施時期：令和7年7月頃



車両通行止の標識イメージ



大型等、中貨
(マイクロを除く)
23 - 翌5

●通行禁止規制の趣旨

夜間の大型トラック等往来による騒音振動抑止対策のため規制する。

●通行禁止規制時間帯

23時から翌5時までの間

●通行禁止対象車両

大型自動車
大型特殊自動車
特定中型自動車
中型貨物自動車
(マイクロバスを除く)

●関連右折等禁止規制

大型等は23-翌5時に大渡橋東詰交差点から南東方向への進入禁止。



令和7年7月頃に設置予定の標識及び補助板をよく確認してください。

本件の問い合わせ先は、福山北警察署下記担当者までお願いします。

担当 交通課武田 084-962-0110